

平成27年度一般廃棄物処理事業実態調査（概要版）

1 一般廃棄物（ごみ）処理の概況

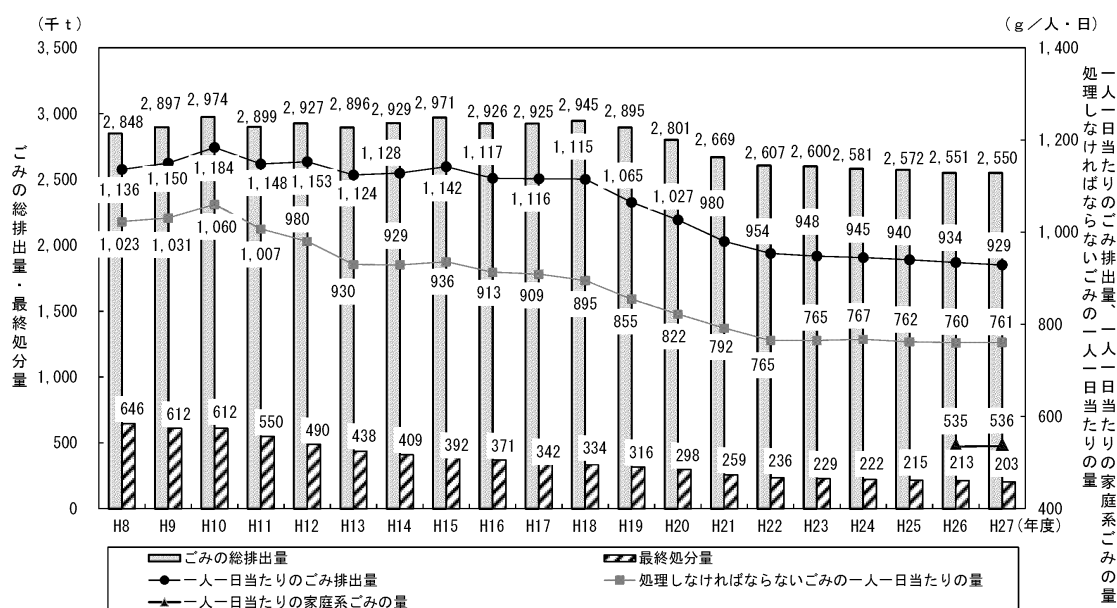
平成27年度のごみの総排出量は2,550千トンであり、平成26年度の2,551千トンと同程度であった。

ごみの一年間の総排出量を一人一日あたりに換算（以下「一人一日あたりのごみ排出量」という。）すると、平成27年度は929gとなり、平成26年度の934gに比べ0.5%減少している。

また、ごみの総排出量から資源ごみ量と集団回収量を除いた「処理しなければならないごみの量」を一人一日あたりに換算（以下「処理しなければならないごみの一人一日あたりの量」という。）すると、平成27年度は761gとなり、平成26年度の760gに比べ0.1%増加している。

さらに、「処理しなければならないごみの量」から事業系ごみの量を除いた「家庭系ごみの量」を一人一日あたりに換算（以下「一人一日あたりの家庭系ごみの量」という。）すると、平成27年度は536gとなり、平成26年度の535gに比べ0.2%増加している。

最終処分量は203千トンで、平成26年度の213千トンに比べ4.7%減少している（図1）。



(注1) 「ごみの総排出量」とは、「収集ごみ量」、「直接搬入ごみ量」、「自家処理量」、「集団回収量」の合計値をいう。

(注2) 「自家処理」とは、市町村等により収集されるごみ以外の生活系ごみで、自家肥料として用いるなど自ら処分している、又は直接農家等に依頼して処分されているものをいう。

(注3) 「集団回収」とは、町内会やこども会等が実施している資源ごみの回収で、市町村が用具の貸し出しや奨励金の交付等で関与しているものをいう。

(注4) 「資源ごみ量」とは、古紙や空き缶、容器包装プラスチック等、再資源化を目的に市町村等が収集したごみの量及びごみ処理施設に直接搬入されたごみの量の合計値をいう。

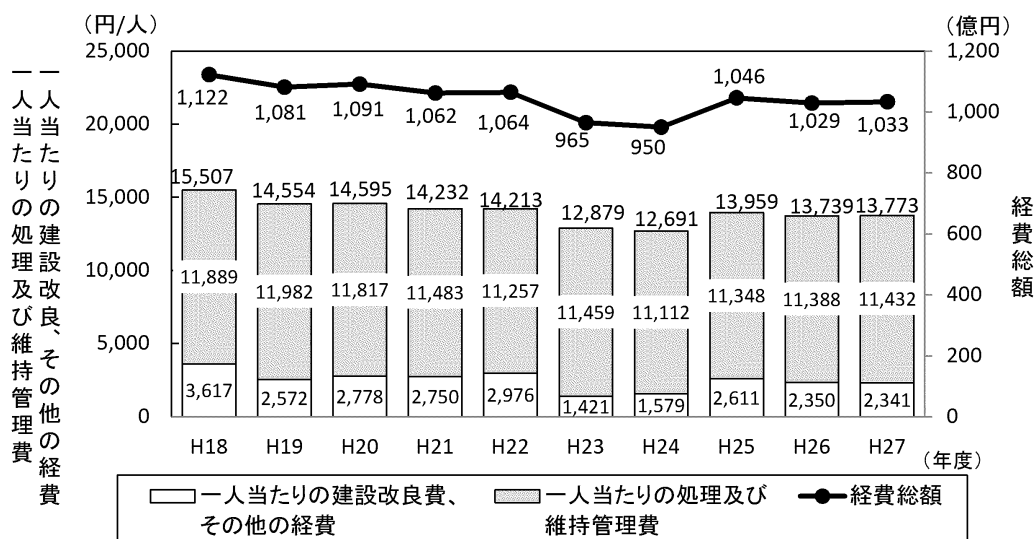
(注5) 「人口」の定義について、平成19年度から住民基本台帳人口に外国人登録人口を含めている(以降全ての「人口」も同様)。

(注6) 数値は四捨五入のため、合計値が一致しないことがある(以降全ての図も同様)。

図1 ごみの排出・処理状況の経年変化

平成 27 年度に市町村においてごみ処理に要した経費の総額は約 1,033 億円であり、これを県民一人当たりで換算すると 13,773 円となる。

内訳は、処理及び維持管理費が 11,432 円（83.0%）、建設・改良費及びその他の経費が 2,341 円（17.0%）である。ごみ処理に要する経費の総額は、平成 18 年度以降減少傾向にあったが、平成 27 年度は、平成 26 年度とほぼ同額である（図 2）。



(注) グラフに示した経費は、市町村及び一部事務組合がごみ処理に要した費用の総額であり、市町村の組合分担金は含んでいない。

図 2 ごみ処理経費の推移

平成 27 年度の生活系ごみの量は 1,736 千トンで、平成 26 年度の 1,732 千トンに比べ 0.2% 増加した。一方、平成 27 年度の事業系ごみの量は 643 千トンで、平成 26 年度の 639 千トンに比べ、0.6% 増加した。平成 27 年度の集団回収量を除くごみの総排出量のうち、生活系ごみが占める割合は 73.0% であり、平成 26 年度の 73.0% と変化がなかった。生活系ごみの量は平成 19 年度以降、事業系ごみの量は平成 16 年度以降減少していたが、生活系ごみ、事業系ごみの量ともに増加した（図 3）。

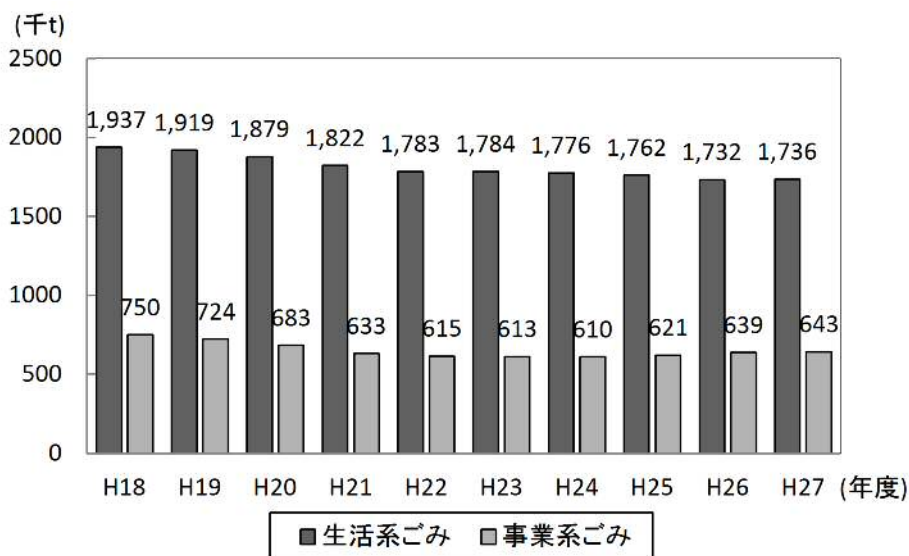
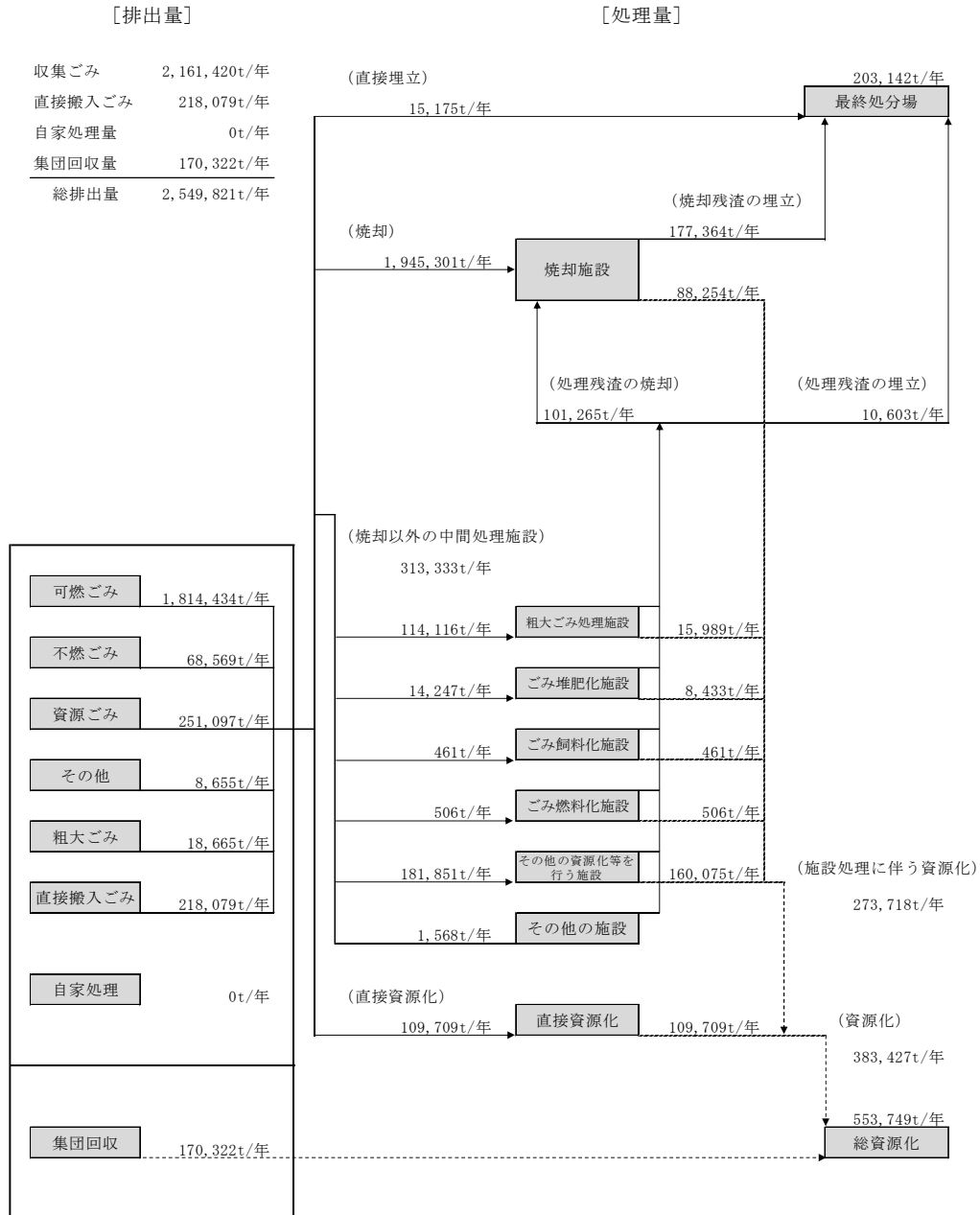


図 3 生活系ごみ及び事業系ごみの量の経年変化

ごみ処理の流れは、図 4 のとおりである。これは、平成 27 年度中に収集されたごみ 2,161 千トンと直接搬入されたごみ 218 千トンの総量 2,379 千トンが 1 年間でどのように処理されたかを表したもので、最終的に資源化されたものが 554 千トン、埋立処分されたものが 203 千トンであった。



(注) 収集ごみの「その他」とは、危険ごみ等をいう。
「その他の施設」とは、粗大ごみ処理施設、ごみ燃料化施設又は資源化施設以外の施設であって、資源化を目的とせず埋立処分のための破碎、減容化等を行う施設をいう。

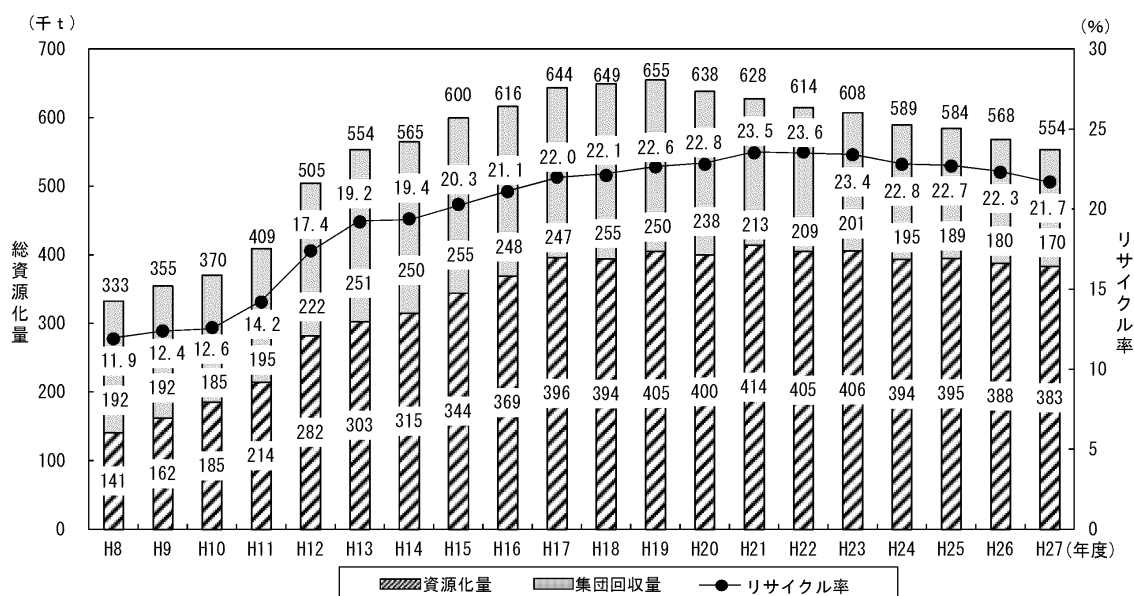
- (注 1) 収集ごみの「その他」とは、スプレー缶やライターなどの危険ごみなど、他の収集区分に分類できないものをいう。
- (注 2) 「その他の施設」とは資源化を目的とせず埋立処分のための破碎、減容化等を行う施設をいう。
- (注 3) 収集から処理までのタイムラグにより、「収集ごみ量と直接搬入ごみの合計」と「処理量（直接埋立、焼却、焼却以外の中間処理、直接資源化）」は一致しない。

図 4 ごみ処理の流れ（平成 27 年度）

2 資源化（リサイクル）の状況

集団回収及び中間処理により直接資源化されるものを含めた平成 27 年度の総資源化量は 554 千トンで、平成 20 年度の 638 千トンに比べ 13.2%減少しており、平成 19 年度以降ごみの総排出量減少に伴い総資源化量も減少している(図 1 及び図 5)。

また、平成 27 年度の再生利用率は 21.7%であり、平成 26 年度の 22.3%と比べ、0.6 ポイント減少しており、近年は減少傾向にある。



(注 1) 「資源化量」とは、市町村等が収集した又は直接搬入されたごみのうち、資源化されたものの量をいう。

(注 2) 「総資源化量」とは、資源化量及び集団回収量の合計値をいう。

(注 3) 「リサイクル率」 = (「総資源化量」 / (「収集ごみ量」 + 「直接搬入ごみ量」 + 「集団回収量」)) × 100

図 5 総資源化量とリサイクル率の経年変化

平成 27 年度の総資源化量の内訳は、紙類 269 千トン、金属類 43 千トン、ガラス類 44 千トン、ペットボトル 17 千トン、プラスチック類 56 千トン、布類 12 千トン、溶融スラグや肥料等、その他 112 千トンとなっている(図 6)。

金属類、ガラス類、ペットボトル、プラスチックについては概ね横ばい傾向となっている。

紙類については、新聞販売店等による販売店回収の進展などにより近年減少傾向にある。

溶融炉の新設により溶融スラグを含むその他の資源化が増加傾向にある。

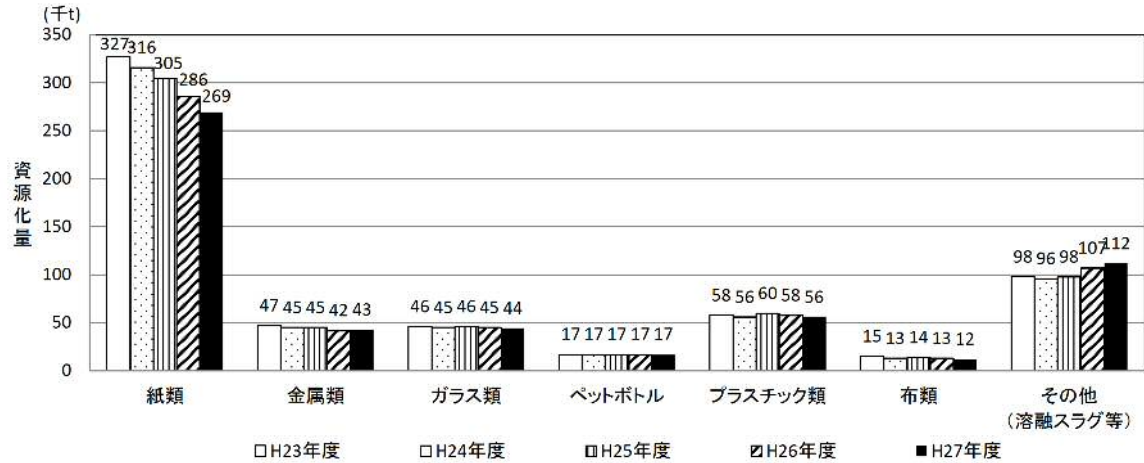


図 6 資源化の状況

3 最終処分の状況

焼却残さや、その他中間処理の際に発生した処理残さの処分を含め、平成 27 年度の最終処分量は 203 千トンで、平成 26 年度の 213 千トンに比べ 4.7%減少している。

なお、このうち県外の処分量は 35 千トンで、平成 26 年度の 47 千トンに比べ 25.5%減少している。県外処分率は、増加・減少を繰り返しているが、長期的には減少傾向にある（図 7）。

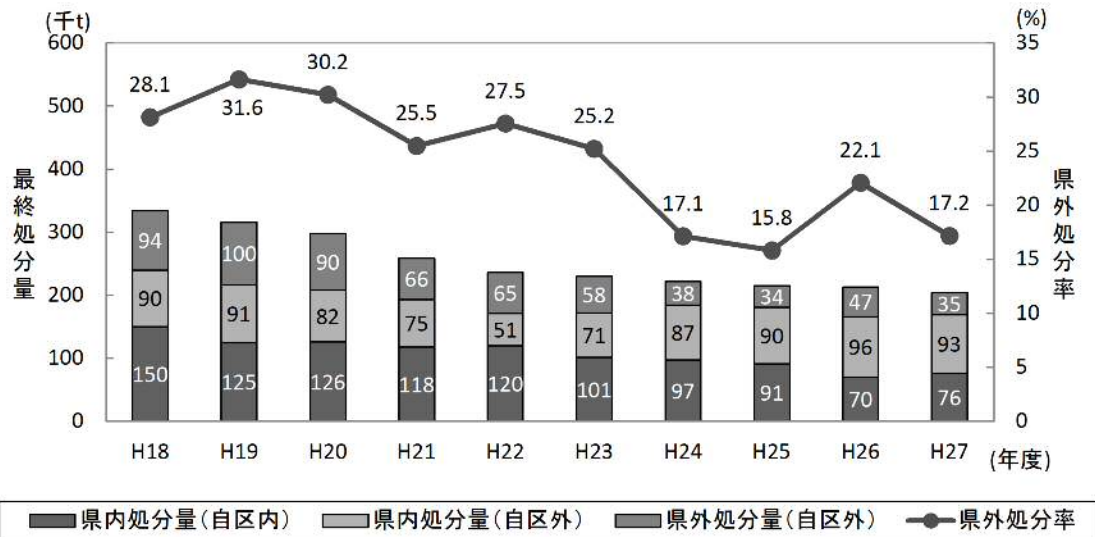


図 7 ごみの最終処分量の経年変化

4 ごみ処理施設の設置状況

(1) 中間処理施設及び資源化施設の設置状況

平成 27 年度末の市町村又は一部事務組合が設置し、稼働している中間処理施設及び資源化施設の数 は 97 である。その内訳は焼却施設が 36、ごみ燃料化施設が 2、粗大ごみ処理施設が 20、リサイクルプラザ、資源化センター等の資源化施設が 38（うち堆肥化施設が 6）、その他（破碎処理）施設が 1 となっている（表 1）。

表 1 中間処理施設の設置状況（平成 27 年末現在）

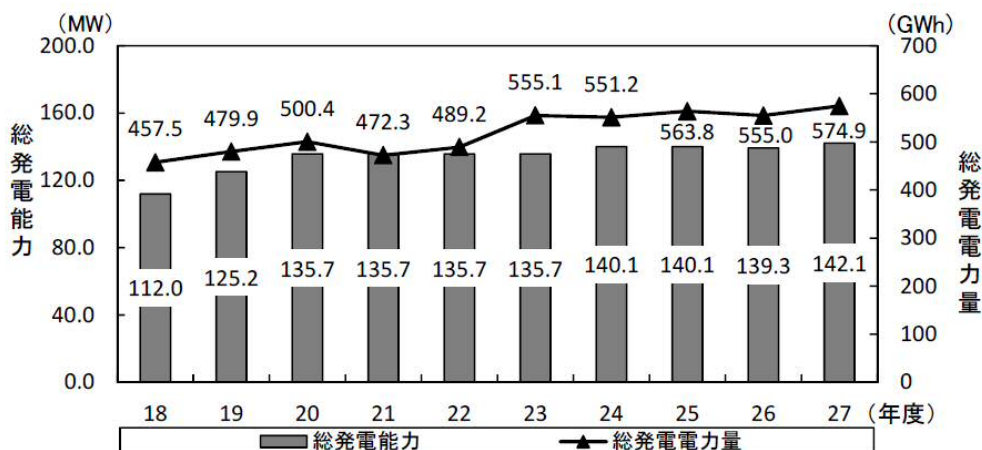
区 分	施設数	処理能力	備 考
焼却施設	36	9,589.5t/日	ほかに 5 施設休止
ごみ燃料化施設	2	0.2t/日	ほかに 1 施設休止
粗大ごみ処理施設	20	1,155.4t/日	ほかに 1 施設休止
資源化施設	38	699.8t/日	38 施設のうち 6 施設が堆肥化施設、ほかに 1 施設休止、3 施設建設中
その他施設	1	67.7t/日	
合 計	97	11,512.6t/日	

(注 1) 施設数、処理能力は稼働中の数を示す。

(注 2) 「その他の施設」とは資源化を目的とせず埋立処分のための破碎、減容化等を行う施設をいう。

(2) 焼却施設におけるごみ発電の状況

平成 27 年度末の市町村又は一部事務組合が設置している焼却施設の総発電能力*は 142.1MW（発電設備を有する 23 施設の合計）で、平成 26 年度と同等である。一方、総発電電力量は 574.9GWh（稼働した 22 施設の合計）で、平成 26 年度と比べ 3.6%増加している。（図 8）。



※ 総発電能力には休止施設及び当該年度に着工した施設を含み、廃止施設を除く。そのため、総発電電力量の数値の傾向とは必ずしも一致しない。

図 8 焼却施設におけるごみ発電の状況

(3) 最終処分場の設置状況

平成27年度末の市町村又は一部事務組合が管理している最終処分場の数は83（休止、埋立終了等を含む。）で、残存容量は2,753千 m^3 である。これを平成27年度の最終処分量81千 m^3 で除した値（残余年数）は34.0年であり、平成26年度と比べ増加した。（図9）。

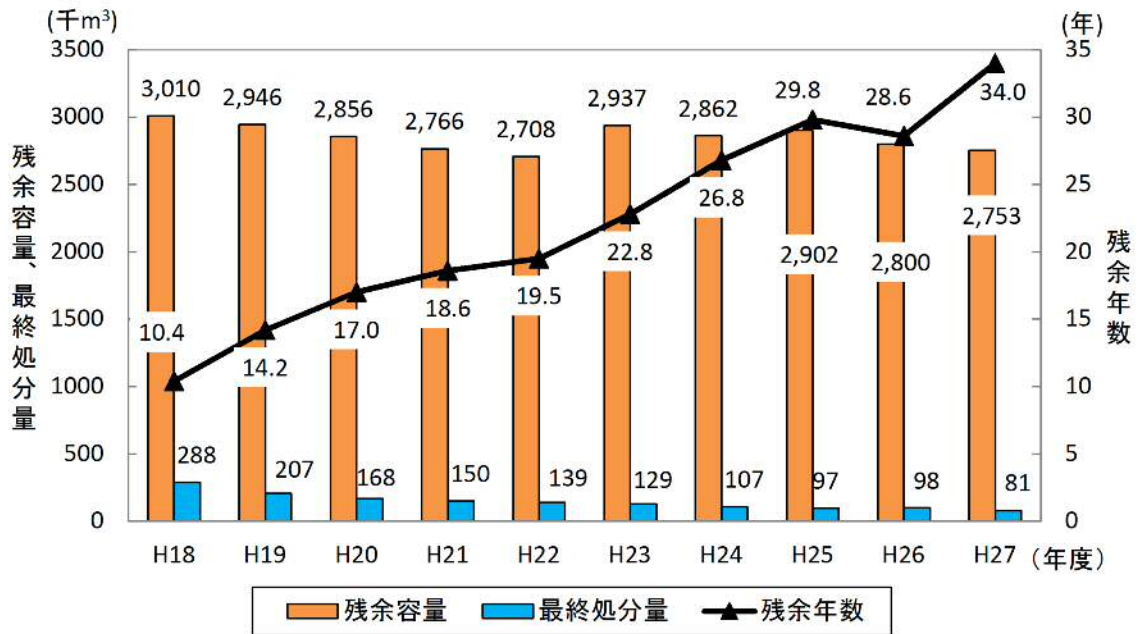


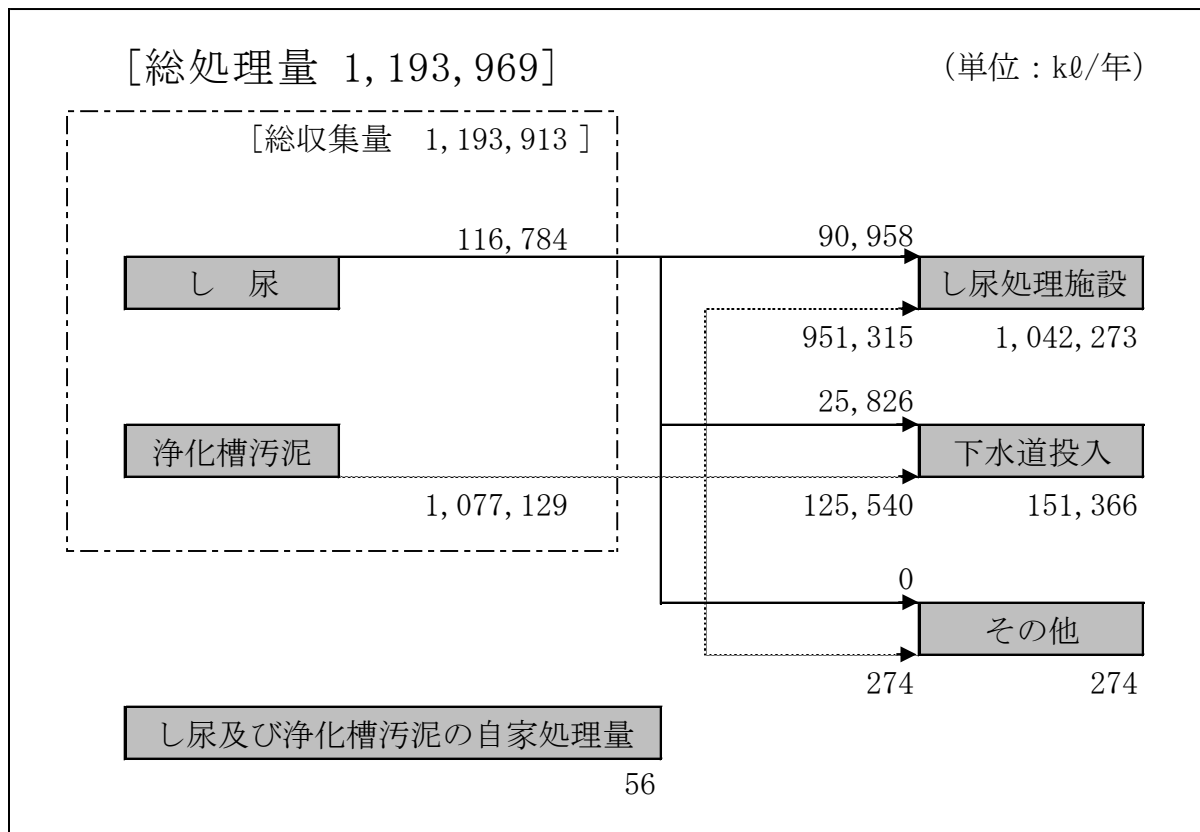
図9 最終処分場の残余容量、最終処分量、残余年数の経年変化

7 し尿処理の状況

平成 27 年度のし尿及び浄化槽汚泥（以下、「し尿等」という。）の総収集量は 1,194 千 kℓ で、うち、し尿は 117 千 kℓ、浄化槽汚泥は 1,077 千 kℓ である。

総処理量は 1,194 千 kℓ であり、平成 26 年度の総処理量 1,201 千 kℓ に比べ約 0.6% 減少している。

収集されたし尿等のうち、し尿処理施設により 1,042 千 kℓ、下水道投入により 151 千 kℓ、それぞれ処理されている（図 10）。



(注 1) 収集から処理までのタイムラグにより、「収集量」と「処理量」は一致しない場合がある。

図 10 し尿処理の流れ（平成 27 年度）

し尿処理形態については、水洗化人口（公共下水道人口、コミュニティプラント人口、合併浄化槽人口及び単独浄化槽人口の和）は増加傾向に、非水洗化人口は減少傾向にあり、水洗化が進行している（図 11）。

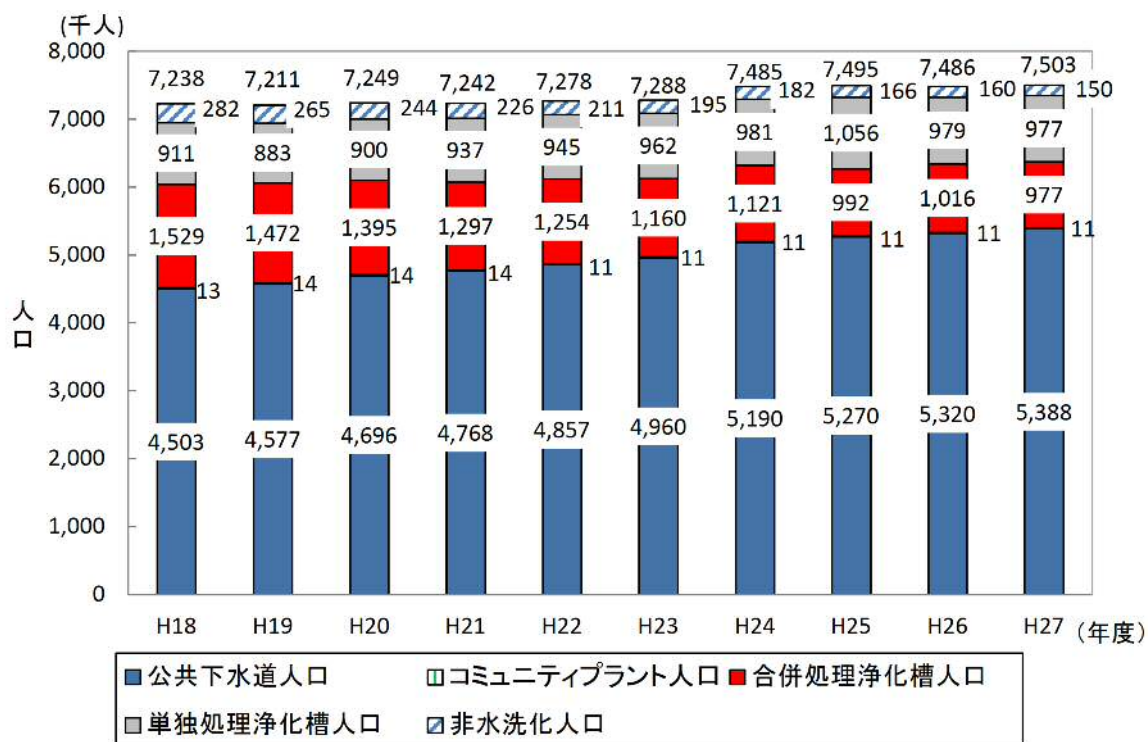


図 11 し尿処理形態の推移

過去からの推移をみると、し尿等の収集量及びし尿等の処理量は減少傾向にある（図 12 及び 13）。

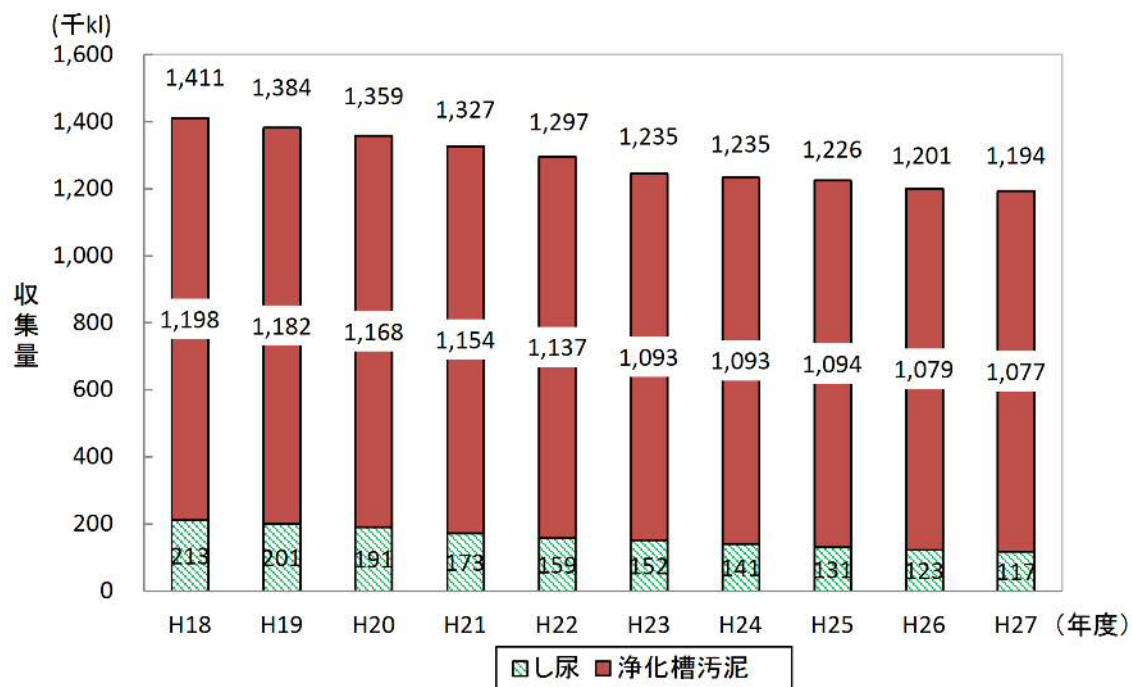


図 12 し尿収集量の推移



図 13 し尿処理量の推移

8 し尿処理施設の状況

平成 27 年度末現在設置されている稼働中のし尿処理施設の数 は 32 (処理能力 4,508kℓ/日) であり、休止中のし尿処理施設の数 は 1 (処理能力 80 kℓ/日) である。